

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 4F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第87号

今年1月より、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」が始まっています。検討会の趣旨は、「実行可能性を確保しつつ、拡大の検討を行う」ものです。今回のコラムは、この検討会の内容をベースに、原料原産地の現状と課題についてまとめてみたいと思います。

検討会の背景と趣旨

まずは背景ですが、左記の決定により原料原産地表示について「実態を踏まえ」「実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」とされていることにあります。

- ・「消費者基本計画」
(平成27年3月24日閣議決定)
- ・「食料・農業・農村基本計画」
(平成27年3月31日閣議決定)
- ・「総合的なTPP関連政策大綱」
(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)

これを受けて消費者庁と農林水産省の共催による「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」が開催され、今後の対応方策について検討が始まりました。

加工食品の原料原産地表示の拡大について

現状の原料原産地表示制度

食品全体で考えた場合、原産地に関する表示制度は下記のようになっています。

加工食品の「一部」とは、22食品群+4品目を指します(詳細は「食品表示基準別表第十五」を参照してください)。これら対象加工食品の選定基準について、平成12年からいろいろな検討がされてきたのですが、分かりやすいものが「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向(平成15年)」にありますので、左記に引用します。

食品区分	表示義務
生鮮食品	原産地名の表示義務
加工食品	一部の食品に原産地名の表示義務 輸入品に原産国名の表示義務
外食	表示義務なし

このような経緯があり、現在の食品表示基準においても、原産地名の表示方法について、「原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて」表示するなどの基準が定められています。

また食品表示基準以外でも、原産地に関する表示基準が定められているものもあります。東京都消費生活条例では、調理冷凍食品(一部除外規定あり)に対して「重量に占める割合が上位3位までのもので、かつ、当該割合が5パーセント以上である原材料及び商品名等」にその名称が付された原材料」に対して原産地表示に関する規則を設けています。また食用塩やコーヒール、蜂蜜などの公正競争規約においても、原産地表示に関する規則を設けています。

主な課題と今後のスケジュール

- ・「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」では、次の3点を検討します。
- ・ 現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- ・ 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策
- ・ その他

そして主な課題の1つとなるのが、「実行可能性」でしょう。生鮮食品に近い加工食品を製造する国内の食品事業者は原産地表示の拡大を希望する一方で、多種多様な原材料を使用した加工食品を製造する食品事業者は実行可能性を懸念するといった構図になっていると思われます

ので、検討会ではまず関係者のヒアリングから進めている状況です。

また前回の「食品表示一元化検討会報告書(平成24年)」では、「本検討会では、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めたが、合意には至らなかった。当該事項については、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当である。」と、課題のような形でまとめられています。

この「新たな観点」とは、食品表示一元化検討会のなかで検討された「原料原産地の誤認を防止する観点」と思われますので、今回の検討会においても引き続き重要な意味をもってくるものと思われれます。

第3回目の検討会が今年3月31日に行われる予定です。そして今後のスケジュールとしては、今年の秋を目途に中間的な取りまとめが行われる見込みです。これらの検討会議事録は、下記サイトにて公開されていますので、関心のある方は定期的に確認されておくとよいでしょう。

(川合)

参照：
加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/kakousyokuhin_kentoukai.html
食品表示基準 別表第十五 (P527)
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf

優良誤認表示の防止と公正競争規約について

今年4月1日に、いわゆる「改正景品表示法」（不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律）が施行されます。不当表示に対して新しく課徴金のことを定めたもので、食品業界のなかでは主に健康食品を扱う事業者、また外食事業者の間で話題になっていると思います。そしてこのコラムは、「改正景品表示法のことには知っているけど、公正競争規約のことは知らない」といった方に向け、基本的な情報をまとめたものです。

「優良誤認表示に該当しない表示」

課徴金に関する一連の発表のなかに、「課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方」という資料があります。優良誤認表示、有利誤認表示とは何か、課徴金対象行為とは何かについて考え方をまとめてある資料ですが、その中の一部を引用してみます。

課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である。したがって、例えば、事業者が、「公正競争規約」に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命ずることはない。（P4）

事業者が、公正競争規約に沿った表示のように優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合等、課徴金対象行為が成立しないときは、当該事業者について、「相当の注意を怠った者でない」と認められる」か否かを判断するまでもなく、課徴金の納付を命ずることはない。（P16）

取り扱いの商品に該当する公正競争規約があるなど、すでに食品表示業務において確認フローに組み込まれている方にとっては「当たり前」のことかもしれませんが、一言で言えば、「公正競争規約に沿った表示をすれば、優良誤認表示に該当することはない」ということです。

公正競争規約とは

公正競争規約（景品表示法第11条に基づく協定又は規約）とは、景品表示法第11条の規定により、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、事業者又は事業者団体が表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。（消費者庁より）

公正競争規約を知らない方も多いため、食品表示基準と異なり、すべての食品を対象としたものではない点があげられると思います。マーガリンなどの食品、飲用乳などの飲料、チョコレートなどの菓子、ビールなど酒類など含めると40種類強の公正競争規約があるのですが、一覧については下記参照ページから確認してみてください。

例えば「チョコレート類の公正競争規約」では、次のような基準を設けています。

チョコレート生地

カカオ分が全重量の35%以上（ココアバターが全重量の18%以上）であって、水分が全重量の3%以下のもの（ただし、カカオ分が全重量の21%を下らず（ココアバターが全重量の18%以上）、かつ、カカオ分と乳固形分の合計が全重量の35%を下らない範囲内（乳脂肪が全重量の3%以上）で、カカオ分の代わりに、乳固形分を使用することができる。）

不当表示の禁止

第4条第1項第3号に掲げる基準に適合しないチョコレート又はチョコレート菓子について、「生」の文言を使用することにより、当該商品の品質が他の商品より特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
第4条第2項第4号から第6号の規定に基づきチョコレート類に果物類の香料を使用している旨を表示している場合であっても、あたかも果物類そのものを使用しているかのように誤認されるおそれがある表示

公正競争規約と食品表示基準

このように、食品表示基準のような様式で、「定義」「原材料名」「禁止表示」などを個別に定めてあります。特にチョコレート類は、食品表示基準において個別の定義がされている食品ではないため、多くの事業者が食品表示を確認する際の実質の基準にしているといつてよいでしょう。食品群別に、食品表示基準との関係をまとめると、下記ようになります。

	食品表示基準に個別の定義（基準）がある	公正競争規約がある
調理冷凍食品、ジャム、乾燥スープ等	○	×
果実飲料、ドレッシング、ハム等	○	○
チョコレート、ビスケット、コーヒー等	×	○
健康食品等（ローヤルゼリーを除く）	×	×



冒頭の「優良誤認表示」に該当しないようにするためには、公正競争規約に沿った表示をすればよいということになりますが、難しいのは「食品表示基準での個別の定義も、公正競争規約も両方存在しない」食品の場合です。新しい原料素材、新しい製法などによる新しい食品分類は、研究や技術革新によって今後も増えていくと思われます。

このように新しい食品分類を取り扱う方や、既存の食品分類に対応するものがない場合は、表示しようとする内容について基準を定めたものが他の食品分類にないか、この機会にひとつと確認してみるとよいと思います。

参照：不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方 http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160208premiums_3.pdf
表示に関する公正競争規約 http://www.jfftc.org/rule_kiyaku/kiyaku_hyoji.html

今月の「お気に入り」言葉

何ごとをなすにも時というものがある。いかに望もうと、春が来なければ桜は咲かぬ。
いかにあせろうと、時期が来なければ事は成就せぬ。

（松下幸之助）